

令和 4 年 第 6 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和4年6月27日（月）

色麻町農業委員会議事録

令和4年6月27日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	欠席
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 1名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第18号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
報告第1号 農地現状変更届について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名、欠席委員1名でございます。
定足数に達しておりますので、第6回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、5番 渡邊 義彦 委員、6番 齋 條 仁 美 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第18号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第18号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 お諮りいたします。
番号62番から番号153番は、農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっており、かつ、〇〇の創立に伴うものでありますので、審議及び採決は一括して行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議及び採決を行います。

議長 番号62番から番号153番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号62番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神○-○ 外14筆、地目 田及び畑、地積 22,407㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号63番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

尚、転貸人となります機構、機構から受け手への貸付につきましては、これ以降同一でありますので、省略させていただきます。

番号64番及び番号65番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新上本町○-○ 外8筆、地目 田、地積 16,742㎡。

番号66番及び番号67番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新空道○-○ 外14筆、地目 田、地積 33,198㎡。

番号68番及び番号69番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神○-○ 外2筆、地目 田、地積 6,085㎡。

番号70番及び番号71番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神○-○ 外18筆、地目 田及び畑、地積 34,927㎡。

番号72番及び番号73番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添○-○ 外19筆、地目 田、地積 50,547㎡。

番号74番及び番号75番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神○-○ 外18筆、地目 田及び畑、地積 35,274㎡。

番号76番及び番号77番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者

〇〇さん、設定をする土地の所在 大字下本町南〇ー〇 外18筆、地目 田及び畑、地積 40,258㎡。

番号78番及び番号79番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字上本町〇ー〇 外9筆、地目 田及び畑、地積 14,419㎡。

番号80番及び番号81番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新上本町〇ー〇、地目 田、地積 800㎡。

番号82番及び番号83番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇ー〇 外3筆、地目 田、地積 9,741㎡。

番号84番及び番号85番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添〇ー〇 外6筆、地目 田、地積 14,173㎡。

番号86番及び番号87番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇ー〇 外4筆、地目 田、地積 6,906㎡。

番号88番及び番号89番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添〇ー〇 外22筆、地目 田及び畑、地積 47,956㎡。

番号90番及び番号91番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇ー〇 外18筆、地目 田及び畑、地積 37,498㎡。

番号92番及び番号93番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新上本町〇ー〇 外9筆、地目 田、地積 16,068㎡。

番号94番及び番号95番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇ー〇 外5筆、地目 田、地積 10,253㎡。

番号 96 番及び番号 97 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神○一○ 外 8 筆、地目 田、地積 19,672 m²。

番号 98 番及び番号 99 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添○一○ 外 11 筆、地目 田、地積 20,506 m²。

番号 100 番及び番号 101 番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新上本町○一○ 外 17 筆、地目 田及び畑、地積 26,769 m²。

番号 102 番及び番号 103 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添○一○ 外 22 筆、地目 田、地積 39,454 m²。

番号 104 番及び番号 105 番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新下本町○一○ 外 10 筆、地目 田及び畑、地積 16,090 m²。

番号 106 番及び番号 107 番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新山下○一○ 外 22 筆、地目 田及び畑、地積 44,234 m²。

番号 108 番及び番号 109 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新下本町○一○、地目 田、地積 1,632 m²。

番号 110 番及び番号 111 番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添○一○ 外 8 筆、地目 田及び畑、地積 14,189 m²。

番号 112 番及び番号 113 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新山下○一○ 外 5 筆、地目 田、地積 12,026 m²。

番号 114 番及び番号 115 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さ

ん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇ー〇 外12筆、地目 田、地積 14,843 m²。

番号116番及び番号117番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新大原〇ー〇 外2筆、地目 田、地積 6,782 m²。

番号118番及び番号119番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字高清水〇ー〇 外26筆、地目 田及び畑、地積 39,909 m²。

番号120番及び番号121番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新手倉〇ー〇 外2筆、地目 田、地積 4,140 m²。

番号122番及び番号123番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字永嶋南〇ー〇 外22筆、地目 田及び畑、地積 31,071.71 m²。

番号124番及び番号125番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添〇ー〇 外10筆、地目 田及び畑、地積 17,457 m²。

番号126番及び番号127番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添〇ー〇 外4筆、地目 田、地積 8,812 m²。

番号128番及び番号129番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字永嶋南〇ー〇 外13筆、地目 田、地積 22,282 m²。

番号130番及び番号131番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字永嶋南〇ー〇 外18筆、地目 田及び畑、地積 40,670 m²。

番号132番及び番号133番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字永嶋南〇ー〇 外23筆、地目 田、

地積 48,980㎡。

番号134番及び番号135番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字永嶋南〇一〇 外24筆、地目 田、地積 56,065㎡。

番号136番及び番号137番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新中堀添〇一〇 外8筆、地目 田、地積 21,075㎡。

番号138番及び番号139番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇一〇、地目 田、地積 2,727㎡。

番号140番及び番号141番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇一〇、地目 田、地積 2,343㎡。

番号142番及び番号143番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新焼切〇一〇 外1筆、地目 田、地積 1,979㎡。

番号144番及び番号145番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新壱道〇一〇、地目 田、地積 102㎡。

番号146番及び番号147番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新荒人神〇一〇 外3筆、地目 田、地積 6,843㎡。

番号148番及び番号149番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新手倉〇一〇、地目 田、地積 1,111㎡。

番号150番及び番号151番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新手倉〇一〇 外18筆、地目 田及び畑、地積 32,020㎡。

番号152番及び番号153番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新上本町〇一〇 外8筆、地目 田、地積 15,087㎡。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号62番から番号153番は可と決しました。

議長 お諮りいたします。

番号154番と番号155番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので、審議及び採決は一括して行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号154番、番号155番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号154番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、設定をする土地の所在 四竈字南道命〇ー〇 外2筆、地目 田、地積 3, 285㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号155番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

第2回農業委員会総会で農地法第3条の規定による許可の決定を受けて○○さんが新たに取得した農地について、○○さんと利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号154番、番号155番は可と決しました。

議長 番号156番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号156番、権利の種類 売買、移転をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、移転を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原〇ー〇 外3筆、地目 田、地積 12, 138㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

先月の総会でご可決いただきましたみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用した○○さんから公社への売買の登記が完了しましたので、公社から○○さんへの売り渡しを行うものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号156番は可と決しました。

議長 番号157番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号157番、権利の種類 売買、移転をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、移転を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新鷹巣〇ー〇 外7筆、地目 田、地積 14, 917㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

先月の総会でご可決いただきましたみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用した○○さんから公社への売買の登記が完了しましたので、公社から○○さんへの売り渡しを行うものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号157番は可と決しました。

議長 以上で、議案第18号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 続きまして、報告第1号 農地現状変更届について 事務局より報告をお願い

します。

事務局長

色麻町農業委員会農地現状変更届出指導要綱第3条第1項の規定に基づき、農地現状変更届出書を受理したので、第4条第1項の規定により報告いたします。

農地の所在、地目、面積、届出人及び工事施工者等については記書きのとおりでございます。

別紙審議資料をご覧ください。

4月26日付けで届出があり、該当地目3筆とその間にある町から払い下げられた公衆用道路を、作業効率及び水利の利便性向上を目的として合一する工事でありましたが、事務局で現地確認を行い、周辺農地等への影響は無いと判断し受理しております。

その後、5月25日に工事が完了した旨の報告書が提出されております。

議長

ただいま事務局から報告がありました報告第1号について、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声がありますので、報告第1号を終了いたします。

議長

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第6回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時55分

閉会時刻：午前10時30分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年6月27日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 渡 邊 義 彦 ⑩

署名委員 齋 條 仁 美 ⑩